

# 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の一部を改正する法律案の概要

## 趣旨

義務教育諸学校の教科書の採択の制度の改善を図るため、共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備等を行う。

## 概要

### **(1) 共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備(第13条、第17条関係)**

共同採択地区内の市町村教育委員会は、規約を定めて採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づいて種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないものとする。

※採択地区協議会の組織・運営について政令で規定

### **(2) 採択地区の設定単位の変更(第12条関係)**

都道府県教育委員会が設定する採択地区の設定単位を「市郡」から「市町村」に改める。

### **(3) 採択結果及び理由等の公表(第15条関係)**

市町村教育委員会等が教科書を採択したときは、採択結果及び理由等を公表するよう努めるものとする。

## 施行期日

(1)は平成27年4月1日、(2)及び(3)は公布日



義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 二以上の市町村の区域を併せた採択地区における教科用図書の採択の方法

一 二以上の市町村の区域を併せた採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設けなければならないものとする。

（第十三条第四項関係）

二 二以上の市町村の区域を併せた採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会の協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないものとする。

（第十三条第五項関係）

第二 採択地区の設定に係る地域の変更

都道府県の教育委員会が設定する採択地区を、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を併せた地域から、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に改めること。

（第十二条第一項関係）

第三 採択した教科用図書の種類等の公表

市町村の教育委員会等が教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

(第十五条関係)

#### 第四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第五 施行期日

この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。ただし、第二及び第三に関する規定は、公布の日から施行すること。

(附則関係)

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（採択地区）</p> <p>第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（教科用図書の採択）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。</p>	<p>（採択地区）</p> <p>第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（教科用図書の採択）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。</p>

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採  
択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用  
図書を採択しなければならない。

6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨  
時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」とい  
う。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に  
記載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学  
校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでな  
い。

（採択した教科用図書の種類等の公表）

第十五条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸  
学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校に  
おいて使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用  
図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定  
める事項を公表するよう努めるものとする。

（指定都市に関する特例）

第十六条 （略）

2 （略）

3 第十三条第三項及び第六項の規定は、前項の採択について準用す  
る。

（新設）

5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年  
法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規  
定により文部科学大臣から送付される目録に記載された教科用図書の  
うちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規  
定する教科用図書については、この限りでない。

第十五条 削除

（指定都市に関する特例）

第十六条 （略）

2 （略）

3 第十三条第三項及び第五項の規定は、前項の採択について準用す  
る。

(政令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択地区協議会の組織及び運営、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。